検事　青野　卓也
同　植松　秀治　同　栗原　一紘
同　玉本　将之　同　筒井　督雄
同　道面　正朋　同　畑　佳秀
同　早渕　宏毅　同　星野　郁也
同　松枝　正宣　同　松本　麗
同　三井田　守　同　村上　史祥
検事兼法務事務官　倉重　龍輔
同　佐藤　祐矢
検事兼外務事務官　池田　美穂
検事兼財務事務官　加藤　和輝

令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
（各通）
検事　今井　誠
同　中塩　東吾

令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする
（各通）
検事　千代延博晃
同　中野　浩一

令和七年司法試験考査委員の併任を解除する
令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）（以上八月十三日）

外務省

（南アフリカ共和国兼レソト国駐箚）特命全権大使　志水　史雄
兼ねてエスワティニ国駐箚を命ずる（六月十三日）
特命全権大使　西内　和彦
ハイチ国駐箚を命ずる（六月二十五日）
（大臣官房審議官（経済局、国際協力局担当））外務事務官　日下部英紀
経済局の併任を解除する
国際協力局の併任を解除する
内閣府に出向させる
（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官（総合外交政策局、領事局担当））同　斉田　幸雄
総合外交政策局の併任を解除する
領事局の併任を解除する
内閣官房に出向させる（以上七月一日）
（北米局長）外務事務官　有馬　裕
総合外交政策局長に配置換する
（大臣官房審議官（北米局担当））
同　熊谷　直樹
北米局長に昇任させる
北米局の併任を解除する
（大臣官房参事官（中東アフリカ局、中東アフリカ局アフリカ部担当））同　三宅　浩史
大臣官房審議官に昇任させる
（大臣官房参事官（アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部担当））同　門脇　仁一
総合外交政策局に併任する
北米局に併任する
アジア大洋州局の併任を解除する
アジア大洋州局南部アジア部の併任を解除する
（大臣官房参事官（総合外交政策局、北米局担当））同　山本　文土
総合外交政策局の併任を解除する
（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））同　三宅　史人
大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官に転任させる
総合外交政策局に併任する
領事局に併任する
（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））同　野村　恒成
大臣官房参事官に転任させる
アジア大洋州局に併任する
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　室田　幸靖
外務事務官（在ロサンゼルス日本国総領事館総領事）に転任させる
（大臣官房参事官（アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部担当））外務事務官　柏原　裕
アジア大洋州局の併任を解除する
アジア大洋州局南部アジア部の併任を解除する
内閣官房に出向させる（以上七月十四日）
（北米局北米第一課企画官）外務事務官　黒石　亮
中南米局南米課長に昇任させる
北米局日米安全保障条約課の併任を解除する
大臣官房総務課（沖縄事務所）の併任を解除する
（中南米局南米課長）同　塚本　康弘
在エジプト日本国大使館参事官に転任させる（以上七月十八日）
内閣府事務官　西崎　寿美
外務事務官（大臣官房審議官）に転任させる
経済局に併任する
国際協力局に併任する（七月三十一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

高橋　秀之　井上　篤博　仲佐　良子
神保　征祐　神保　直子　香川　敏也
藤　丈浩　和田　武　吉田　正樹
宮本　一　角田　和夫　宮崎　俊博
吉田　広志　瀬口　二郎　齊藤　大直
生越　仁子　土井　雅雄　中川　和彦
北井　一夫　分部美那子　林　裕美子
重松　英　福田　光一　斉藤　悦子
小林　千春　酒井　哲也　谷内　麗子
山岸　惠子　谷田部　哲　松田　芳己
矢沢　永吉　石黒　竜　大浦　夏樹

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

大畠　昌巳　宮本　洋一　宮本　伸子
田村　昭子　糟谷マツ子　鈴木　知子
浮田　益子　藤原　彰　高田　猛

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

小林　賢次　小林　道子　永野梅太郎
桐山　滋章　村上　美晴　羽賀　昭雄
寺山　樹生　岸　浩司　梅村　孝雄
村瀬　達彦

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

池　俊明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける
四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける
丹　みつ

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

森野　泰明　武井　健晃

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

西部電機株式会社
三菱自動車工業株式会社
株式会社アマネク
日本フェンオール株式会社
深田サルベージ建設株式会社
株式会社藤商事
アイリスオーヤマ株式会社
フジアルテ株式会社
株式会社クリハラント
株式会社加藤組
三光機械株式会社
株式会社内藤建築事務所
株式会社ＢＲＡＶＥ
ステラケミファ株式会社
株式会社ＧＳユアサ
株式会社鹿内組
株式会社Ｍｉｚｋａｎ
宗教法人千代保稲荷神社
株式会社アシックス
吉村ホールディングス株式会社